

～ 特集 ～

連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2014」

－ 法整備に関する学生のシンポジウム －

国際協力部教官

塚 部 貴 子

第1 学生シンポジウムについて

大学生・大学院生を中心とする若者に対して、法整備支援の実情と魅力に関する理解の促進を図ると共に、同世代の学生等の広範な関心を集めて法整備支援に関わる人材の発掘を図るという観点から、法整備支援について学ぶ機会を提供し、シンポジウムにおいて研究の成果を発表してもらおうという試みは2009年度から行われ、今回で6年目を迎えることとなった。その経緯の詳細については、本誌54号14頁以下（慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授による2012年度同シンポジウムの趣旨説明）を御参照いただきたいが、2010年度からは、名古屋大学との連携企画となり、その後、慶應義塾大学等も加わって、アジアの法と社会や日本の法整備支援について関心を持つ学生を対象とするイベントとして次第に内容が充実化され、2012年度以降は、キックオフセミナー、サマースクール及びシンポジウムという3部構成により行われてきた。

本年度についても、同様に3部構成とし、イントロダクションとしてのキックオフセミナーが、2014年5月29日（土）に東京の弁護士会館において行われ、集中講義を通じて秋の発表に向けたインプットを行うためのサマースクールが、同年8月20日（水）から22日（金）までの3日間、名古屋大学において実施された。これらの準備過程を経た上で、学生が自ら研究した成果を発表し、参加者間で討論する場としてのシンポジウム「アジアのための国際協力 in 法分野 2014」が、同年11月29日（土）に、慶應義塾大学において開催されたものである。

なお、昨年度に引き続き、学生自らが企画段階から運営を行い、研究・発表テーマについても学生同士の話し合いによって自由に選定し、ポスターや配布資料の作成、会場の準備、当日の司会進行等を含め、運営の多くの部分が学生自身の手により行われた。

第2 本年度のシンポジウムの概要

1 プログラムの構成

本年度の学生シンポジウムのプログラムは、別紙のとおりである。最初に、松尾教授による開会の挨拶と趣旨説明が行われた。その後、1グループ25分程度の時間を使って、全部で6つの学生又は司法修習生のグループによる研究成果の発表とそれに対する質疑応答がなされた後、会場の参加者を含めた全体での討論が行われた。その後、主催大学、JICA及び法務総合研究所国際協力部の各担当者による講評が行われ、最後に、公益財団法人国際民商事法センターの北野貴晶事務局長による閉会の挨拶が行われた。

学生が作成した発表資料等については、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)のウェブサイト¹に掲載されているので御参照いただきたい(本誌でも一部掲載している)。なお、テーマの選定及び発表内容については、すべて学生の自由な研究に基づくものであり、法務総合研究所その他の機関の見解を反映したものではないことを念のためお断りしておく。

2 全体討論での議論

各グループによる発表に続いて行われた全体討論では、「法整備支援国と受入国が支援から受けるメリット&法整備支援の意義」というテーマが設定され、松尾教授をモデレーターとして全体討論が行われた。

様々な意見が出された中で、①支援国側のメリットとしての国益とは何か、そもそも法整備支援において国益は必要なのか、②国益とは別の支援国側のメリットとは何か、③受入国側のメリットという観点から見たときの要請主義とは、という3つの視点に絞って討論が行われ、それぞれについて次のような意見があった(類似の発言は適宜まとめさせていただいた)。

①について

- ・自国企業の進出等の経済的利益がない国に対しても法整備支援は行われるべき。国益という言葉で法整備支援のすべてを説明できるものではないし、すべきでない。
- ・支援国側の資源も限られている中で税金を使ってやる以上、単に慈善事業的にやるというのには賛同できない。
- ・経済的利益が短期的には得られない場合でも、将来的に支援対象国における資源

¹ <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

開発について有利な取引ができるなどの見返りがある場合もあり、国益をどう捉えるかによる。

- ・法整備支援の実りが出てくるのは何年も先のことだとしても、やはり税金を使っている以上、きちんと説明できるよう検証作業をやるべき。
- ・法整備支援は金だけで成り立っているわけではなく、他の ODA と比較したら相対的には格段に費用はかかっていないので、法整備支援にだけ国益がないのにやるのはおかしいというのは不均衡な議論。他の社会や経済とは強くつながっており、アジアが平和で豊かになることが日本の平和や幸せにつながる、それ以上説明の必要はないと思う。個々の法整備支援についての検証は必要だが、近視眼的な国益という視点での議論には抵抗すべき。

②について

- ・自国の法律の理解が深まる。
- ・自国の法律の歴史的背景まで掘り下げて理解する機会ができ、自国の法律がこの先どの方向に進むべきかも知ることができる。法整備支援は、比較法の実践現場であり、多様な価値観を受け入れる素地を培うことができる。
- ・自国の法律のレベルを高めるためには法整備支援は重要。

③について

- ・「受入国」とは政府なのか国民なのかを考える必要がある。政府と国民の利益が一致するとは限らず、国民の利益も考えて、できる限り要請されている以上の支援をすべき。

3 講評等

会場及び講評者からは、次のようなコメントがあった（また、逐一記載はしていないが、発表に対する多くの賛辞の声があった。）。

- ・グループ発表においては、「こうすべき」という意見だけにとどまらず、受入国側も含めて関係者が気付きながら実現できずにいるという現実を見定め、その原因まで探り、それを前提とした提言ができればもっとよいプレゼンテーションになると思われる。
- ・国（政府）の利益なのか国民の利益なのかという議論は重要なポイント。人間の安全保障という問題は、まさにそこを問題としており、国民にどうやって成果を届けるかを重視している。
- ・法整備支援の目的は一つではないし、複数の目的を探していくべき。そもそもアジアに限定するのが良いのかについても考えてほしい。

- ・現在のプロジェクトは、受入国に言われるままにやっているのではなく、要請をベースに提案もしている。相手国が日本をどう見ているか、支援期間の長さ、信頼の程度によっても違うが、厚い信頼を得られている国に対しては積極的に提案し、そうでなくても継続的な提案は続けている。対話を重ねることが重要。

第3 終わりに

どの発表グループも、様々な制約の中で大変精力的に研究を進めており、法制度だけでなく、歴史、政治機構、社会経済状況等を含め多角的に分析を行っていた。また、全体討論では、法整備支援の根本に関わる困難なテーマについて、多数の興味深い意見が出され、このような課題に関心を持ち、果敢にチャレンジした学生の皆さんに心より敬意を表すると共に、今後とも多くの学生の積極的な参加を期待したい。

連携企画「アジアのための国際協力in法分野2014」

法整備支援シンポジウム

2014年11月29日（土）12：00～17：00

於：慶應義塾大学三田キャンパス
南館地下4階ディスタンスラーニング室

プログラム

11:30	開場
12:00	開会式 開会挨拶・趣旨説明 松尾弘 先生（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
12:15	第1部 有志グループの発表 「 Bangladesh の労働環境とその法的側面」 慶應義塾大学 大西あゆみ 岸田香菜子 吉村航平 「ネパール司法の信用回復のために —司法アクセス・コミュニティ調停から考える—」 慶應義塾大学 林雄輝 石井晴菜 小尾司 「刑事訴訟法における弁護士の地位」（ベトナム） 名古屋大学 坂本あずさ 小田侑哉 横田裕美
13:30	休憩
13:45	「中国における環境不法行為法」 司法研修所 司法修習生 加々美光 根本康弘 「モンゴル国における遊牧と土地所有法 —国立公園遊牧システムの提案—」 慶應義塾大学 羽鳥徳郎 佐藤信吾 岡大樹 「カンボジアの土地所有における法的諸問題」 慶應義塾大学 川田侑彦 堂本恒志 北尾晴菜
15:00	休憩
15:20	第2部 全体討論 モデレーター 松尾弘 先生（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
16:20	第3部 講評 主催大学、JICA、法務省法務総合研究所国際協力部の先生方からご講評いただきます。
16:50	閉会式 閉会挨拶 北野貴晶 様（公益財団法人国際民商事法センター事務局長）

アジアのための国際協力in法分野2014
法整備支援シンポジウム

カンボジアの土地法



松尾弘研究会
川田、北尾、堂本
2014年11月29日

カンボジアの土地法

目次

- 1 基本情報
- 2 目的
- 3 カンボジアの土地所有における
法的諸問題
- 4 考察
- 5 参考文献



カンボジアの土地法



基本情報

人口 1500万人
宗教 上座部仏教(90%以上)
民族 カンボジア人(クメール人)90%以上
一人当たりGDP 1008ドル
経済成長率 7.5%

略史

1953 カンボジア王国としてフランスから独立
1975 クメール・ルージュが内戦勝利
民主カンボジア(ポル・ポト)政権樹立
↓ 以後内戦
1993 王党派フンシンペック党選挙で勝利
新憲法で王政復活
1998 第一次フン・セン首班連立政権発足
2013 第四次フン・セン首班連立政権発足

カンボジアの土地法

- 1 基本情報
- 2 目的
- 3 カンボジアの土地所有における
法的諸問題
- 4 考察
- 5 参考文献

2 目的

現在カンボジアで発生している土地紛争の現状を把握し、その原因と背景を探る。

土地紛争に歯止めをかけるためには、法制度の徹底が重要であることを認識し、法制度が徹底されることで、カンボジアにどのような影響が現れるのかを探る。

日本がカンボジアに対して行ってきた法整備支援を理解する。
(具体的には、民法、民事訴訟法)

今後、日本はどのような法整備支援を行えば、法は機能するのか、有効に機能するのかを考察する。

本日の流れ

① 土地紛争の現状

・事例紹介



② 土地紛争の原因

・ポル・ポト政権による法制度の混乱
・経済発展による土地の集約化
・法制度の不備



③ 土地法と民法の登記制度の相違



④ カンボジアに最適なモデルの探求と法整備支援の在り方

カンボジアの土地法

- 1 基本情報
- 2 目的
- 3 カンボジアの土地所有における法的諸問題
- 4 考察
- 5 参考文献

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

① 土地紛争の現状

事例 I

1999年にタイとカンボジアの国境に近い、バンテアイミエンチェイ州のある村で、村民が誰ひとり知らない男がやってきて、村と村周辺の5124平方キロメートルの土地の所有権を主張した。男の主張には法的根拠がないにもかかわらず、州の裁判所は土地所有権を認め、村民の居住は違法との判決を下した。

2005年、これに反対した村民3名が警備隊に射殺された。

事例 II

2002年にコンポンチュナン州のある村の土地が、土地開発のため法的根拠もなくKDC Internationalにより奪われ、そこに住む82の家族が、今もなお立ち退きの危機に迫られている。今年の7月には、軍や警察の協力の下、KDCは土地の周りに壁を設け、ついに村民との間で武力衝突が起こった。

村の代表者や国連の担当官は、政府に正当な裁判が行われるよう説得している。



出典 Focus on the Global South

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

② 土地紛争の原因

ポル・ポト政権による法制度の混乱

- 強制移住による既存の土地の利用関係及び所有関係の破壊
- 私的所有権が廃止されたことによる土地所有権の混乱
- 大量虐殺により生き残った法律家は、6名ないし10名



所有権制度が再構築され始めた1989年以降の土地分配・土地所有において、法制度が市民や農民の間になかなか定着せず

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

② 土地紛争の原因

経済発展による土地の集約化

- 多くの地域の土地が観光化・工業化により、地価が高騰し、富裕層に買い上げられている。
 - 農民が土地を手放し、土地紛争が発生するだけでなく、農業生産量の低下にもつながる。

□ELC(Economic Land Concessions=経済的土地利用権)

- ・政府が民間企業に対し、商業利用のために土地の利用権を与える。
 - ・耕地全体の4分の1にあたる100万ヘクタール以上もの土地が付与。
- 法律では、10000ヘクタールを超える土地は、ELCの対象ではないとされているが、実際には、多くの土地が10000ヘクタールを超え、依然として大規模な土地所有が存在する。



カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

② 土地紛争の原因

法律の規定があるにもかかわらず、効果的に機能していない。

被害を被っているのは、農民をはじめとした一般市民であり、土地の集約化を図る企業に対抗出来るだけの法律が整っていない。

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

② 土地紛争の原因

法制度の不備

□民法

- ・1999年にJICAプロジェクトとして「法制度整備」が開始。
- ・支援の方針-1. 要請主義をとり、カンボジアの主権・意思の尊重
 2. カンボジアの社会や伝統の尊重
 3. 法の支配、良い統治の実現を図る
 4. 草案起草過程における技術移転、人材育成



- ・2003年に草案完成。
- ・2007年に成立。
- ・2011年に施行。

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

② 土地紛争の原因

法制度の不備

□土地法

- ・日本が民法の起草支援をしている間に、施行された。
- ・アジア開発銀行のファンドにより、土地管理都市計画建設省の管轄。
- ・日本は、民法の成立を待つべきと主張したが、受け入れられず。



- ・法制度全体の調整がなされないまま、個別に立法。
- ・民法という法体系の柱が不存在のまま、土地法という特別法が成立。

支援国と被支援国の在り方とは何か。

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

各国の国益
を重視した
支援

援助方針の
齟齬

相互調整不
足による
混乱

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

土地法、民法間の登記制度の相違

• 土地法における登記制度

239条

- 公図と土地台帳は、法律上の価値と正確な効果を有する。
- 土地台帳図と土地台帳は、明確に真正なものと認証されたものを除き、削除、追加もしくはその他の修正を含むことはできない

65条

- 売買契約それ自体は、目的物の所有権を移転するための十分な法律上の要件ではない。

226条

- 不動産所有権は、国家によって保証される。

登記に強い効力(登記=効力要件)

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

土地法、民法間の登記制度の相違

• 民法における登記制度

134条
(1)

- 不動産に関する物権の設定、移転及び変更は、占有権、留置権、使用权、居住権の場合を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。

137条
(1)

- 不動産登記簿に権利を登記したときは、その権利は登記された者に属するものと推定する。

162条
(1)

- 20年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有した者は、その不動産の所有権を取得する。

登記に弱い効力(登記=対抗要件)

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

土地法、民法間の登記制度の相違

欧米ドナー側の援助方針

土地所有権
の確定

利用高度化

土地流動化

日本側の援助方針

カンボジアの
実情を重視

新制度派経済学 所有権理論の影響
…コモンズの悲劇

カンボジア農民にとって登記制度は
馴染みのないものである
カンボジア農民の8割が定住型農業に
従事しており、彼らの多く、調査対象の
71%は何らの証書も有していない(Oxfam
2005)

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

土地法、民法間の登記制度の相違

日本側に対する批判

登記に弱い効力

土地所有の権利関係不明確化

所有権確定の判断を裁判所に委
ねることに(=富裕層に有利)

欧米ドナー側に対する批判

連続する土地取引の過程で
登記を備え損ねた場合に実際
の占有者の登記が無効になっ
てしまうことの危険性

参考...ケニア登記土地法

「最大の問題は法律制度において
相手の文化社会というものを考慮
しないで、市場経済をそのままその
国の法律の中へ入れることではな
いか」(森嶋 2004)

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

土地法と民法 規範調整の結果

2011年民法適用法

土地法上の規定大幅に削除

不動産登記は原則として物権変動の対抗要件

他方、合意による不動産所有権の移転については、登記をしなければ効力を生じないものとされ(民法 135 条)、登記が効力要件となっている。これは、土地法及び土地登記制度構築を支援していた ADB 等のドナーから、民法起草当時、登記を効力要件とするべきとの意見が出たため、協議によって折衷的に入れられた規定である。(磯井 2014)



日本側の主張が優先されたと言える

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

③ ドナー間の援助方針の齟齬

本事例に見る法整備支援の問題点

ドナー側の相互調整の方法

- 現状、各機関の開発目標、戦略が異なっている以上、ドナー間の衝突は不可避。国連諸機関、金融機関、その他の援助国、NGOらが提携し、各自の開発目標や開発戦略を共有しながら協調して支援を行うことは可能か。

いかにして被支援国による主体的な法整備を促進するか

- WTO加盟や外資導入を意識してマルチ・ドナーへの配慮を怠らないカンボジア政府は、あえて明確な態度を示さなかった...影響力を誇るドナーの外圧の前に、支援の受け手側はしばしば主体性を発揮しがたいジレンマに陥る(金子 2010)

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

④ カンボジアに最適なモデルの探求と法整備支援の在り方

土地法関連の紛争の解決方法

判例法の普及
(ADRの促進)

法制度の構築

解釈学の普及

法曹教育支援

カンボジアの土地法

3 カンボジアの土地所有における法的諸問題

④カンボジアに最適なモデルの探求と法整備支援の在り方

法整備支援の手順のルール作り

国の文化に沿った人権保護

条文等の正確な翻訳とドナー同士の成果の正確な英訳

法曹人材の育成

被支援国へのオーナーシップの移転

支援国の自国の法制度へのフィードバック

カンボジアの土地法

- 1 基本情報
- 2 目的
- 3 カンボジアの土地所有における
法的諸問題
- 4 考察
- 5 参考文献

カンボジアの土地法

4 考察

支援国家がそれぞれ
関心がある事柄のみ
支援する傾向

被支援国家は自国の
既存の制度を無視して
提案されるまま新制度
を導入する傾向

真の発展のために
前述の今後の法整備支援の在り方にそって
被支援国家が主体的に起草・制定・運用を行い、
支援国家はそのようすを客観的に見て
必要かつ適切なアドバイスを行うスタンスが最良

4 考察

ドナー側の相互調整の方法

- 折り合いがついたのは土地法成立から10年近く後のことであった。
=調整は難しい
- 本件のようにお互い根拠を示して自らの正当性を主張、相手方を批判しながら議論をして、よりよい支援の在り方を探っていく姿勢は評価できる。

いかにして被支援国による主体的な法整備を促進するか

- ドナー側が利益を求めることは認容せざるを得ない
- しかしドナー側が自らの利益を求めるあまり、被支援国の利益を度外視した支援の認めるべきでない(本件における抜け駆きの立法など)

- 1 基本情報
- 2 目的
- 3 カンボジアの土地所有における法的諸問題
- 4 考察
- 5 参考文献

カンボジアの土地法

5 参考文献

- 鮎京正訓『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会 2009)
- 鮎京正訓『法整備支援とは何か』(名古屋大学出版会 2011)
- 独立行政法人国際協力機構 産業開発・公共政策部「法整備支援に関するプロジェクト研究
カンボジアにおける法整備支援の軌跡—民法・民事訴訟法起草支援の経緯と方法論—」(2012)
- 初鹿野直美「伝統的課題と繰り返される失敗」アジ研ワールド・トレンド
2010年179号12頁
- 石川明『櫻井雅夫先生古稀記念論集 国際経済法と地域協力』(信山社出版 2004)
- 磯井美葉(2014)「外国法令紹介～カンボジアの不動産登記について～」『ICD NEWS』60号
- 一柳直子「国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)活動の評価とその教訓(一)
カンボジア紛争を巡る国連の対応(一九九一～一九九三)」立命館法学
1997年2号387頁
- 金子由芳「土地法改革における法多元主義の克服—日本・インドネシア・カンボジアの比較検討」
『国際協力論集 第16巻 第3号』
- 金子由芳『アジアの法整備と法発展』(大学教育出版会 2010)
- KANEKO Yuka : An Alternative Way of Harmonizing Ownership with Customary Rights : Japanese
Approach to Cambodian Land Reform『国際協力論集 第18巻 第2号』(2010)
- Leah M.Trzcinski and Frank K. Upham : The Integration of Conflicting Donor Approaches : Land Law
Reform in Cambodia『国際協力論集 第20巻 第1号』(2012)

- 松尾弘「法整備支援を通じた制度改革による国家のガバナンス向上に関する開発法学的研究」2005
- 松尾弘「研究成果報告書 途上国の文化的特色を考慮した権利体系と法の支配の構築方法
に関する開発法学的研究」2007
- 松尾弘『良い統治と法の支配』(日本評論社、一版、2009)
- 松尾弘『開発法学の基礎理論-良い統治のための法律学』(勁草書房、一版、2012)
- 望月康恵「国際的な司法介入の課題-カンボジア特別裁判部(ECCC)を題材として-」
法と政治 2009年60巻2号115頁
- 森島昭夫(2004)「ドナー間における支援の相克と日本の支援の整備」『ICD News』14号
- 作本直行『経済協力シリーズ(法律)第196号 アジアの経済社会開発と法』(日本貿易振興会
アジア経済研究所 2002)
- 佐藤奈穂「カンボジアの土地集約化-格差拡大の要因とその現状」
アジ研ワールド・トレンド 2007年147号34頁
- 柴田紀子「カンボジア裁判官・検察官養成支援」ジュリスト 2008年1358号34頁
- 竹下守夫(2004)「ドナー間協力の課題」『ICD News』14号
- 上田広美 岡田知子『エリア・スタディーズ 56 カンボジアを知るための62章【第2版】』
(明石書店 2012)
- 上原敏夫「カンボジア民事訴訟法典の成立-起草支援作業を振り返って」
ジュリスト 2008年1358号26頁
- 安田信之 孝忠延夫『アジア法研究の新たな地平』(成文堂 2006)

Focus on the Global South “Land and natural resource alienation in Cambodia”

<<http://focusweb.org/node/1133>> (2014.11.10参照)

Focus on the Global South “UN Expert Calls on Cambodia’s KDC Company to Halt Land Development and Violence”

<<http://focusweb.org/content/un-expert-calls-cambodias-kdc-company-halt-land-development-and-violence>> (2014.10.31参照)

Focus on the Global South “Lor Peang Residents Speak Out on KDC Land Grab in Cambodia”

<http://focusweb.org/content/lor-peang-residents-speak-out-kdc-land-grab-cambodia>
(2014.10.31参照)

外務省(2013)「カンボジア王国基礎データ」

< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/data.html>> (2014.10.31参照)

法務省「カンボジア」

<http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html> (2014.10.31参照)

スライド2の画像

http://www.wendytour.jp/optional/assets_c/2013/10/%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%AF%E3%83%83%E3%83%88%E5%85%A8%E6%99%AF%20626%20X%20286-thumb-626xauto-12315.jpg

ネパール司法の信用回復のために

—司法アクセス・コミュニティ調停から考える—

石井晴菜
小尾司
林雄輝

ネパールの概要

- ▶ 人口:2649万人(日本の約1/5)国土:14.7km²(日本の約1/3)※
- ▶ 宗教:8割がヒンドゥー教、それに基づくカースト制度※
- ▶ 近代における原型:カースト制度に基づく王家の独裁政治vs議会
- ▶ 1930年代:独裁政治に対する打倒運動が起こるが、インドに国王が亡命し、ネパールの政治にインドが介入。独裁政治が復活
- ▶ 1959年:それでも議会は挫けず、初の総選挙が行われる。王家に反対するネパール会議派が勝利、政府を樹立
- ▶ しかし、この新政府に対しマヘンドラ国王は軍を使ってクーデターを起こし、政党政治による議会制民主主義を廃止し国王親政に基づく「パンチャーヤト制度」を導入。
- ▶ パンチャーヤトとは村落共同体のことで、地方分権制および村落復帰運動を強力に推し進めた。このほかにも憲法等で徹底した国王主権を定めている。また、マヘンドラ国王はネパール会議派を潰すために中国との関係を強化。共産主義思想がネパール国内に広がっていく。
- ▶ 1990年:独裁政治を続け富を独占する国王政権に対し、共産党系政党とネパール会議派政党の共闘により民主化運動が起こる。国民からも激しい反発にあった国王はようやくパンチャーヤト制をあきらめる。しかしそのとき定められた憲法はいくつかの非民主的な内容を含んでいた→**マオイストとの内戦に発展**※
- ▶ 経済:一人当たりGNI663米ドル…後発開発途上国に該当※

本発表の流れ

訴訟遅延・不処罰による
司法の信用低下



改善方法としての
コミュニティ調停



ネパール司法の
信用回復へ

ネパール司法の信用低下





ナンダ・プラサド・アディカリさん

2004年6月 マオイストがクリシュナ・プラサド・アディカリ(18歳)を殺害。

⇒加害者は適正に処罰されず。

2013年7月 被害者の父ナンダ・プラサド・アディカリと、母ガンガ・マヤは断食(ハンガー)ストライキを開始。

2013年9月 最高裁の決定を受け、政府とアディカリ夫妻の合意。アディカリ夫妻は断食ストライキをやめる。

⇒その後も十分な措置が行われず。

⇒断食を再開。政府高官等が説得するも断食を続ける。

2014年9月 ナンダ・プラサド・アディカリ、息を引き取る。※



ネパール司法の信用低下を引き起こす
衝撃的な事件

9,000件

内戦における人権侵害の事例 (処刑・拷問など)

OHCHR(国連人権高等弁務官事務所)調べ

・・・一部の証言者は、政府治安部隊が女性戦闘員を逮捕した後にレイプする様や、毛沢東主義派の女性支援者および支援者の女性親族を標的にする様を詳述した。毛沢東主義派の戦闘員が、協力を拒んだ女性や反乱活動のために強制徴用した女性をレイプした様について証言した女性たちもいる。また、一部は性暴力を受けたとき、まだ18歳未満の少女だったと報じている。・・・Human Rights Watch vi

① 不処罰

- ・ 犯罪者達が犯罪捜査を受けることは全くない。
- ・ それどころか政府の要職についたり、国連平和維持活動で国外に派遣されるなどしている。

○事例: マイナ・スヌワル事件

国軍による拘束中に15歳の少女マイナ・スヌワルが殺害された事件。彼女の殺害に関与したと見られているニランジャン・バスネット少佐は、国連からの要請に基づき、少女の殺害容疑で立件されたものの、帰国時に逮捕することはしなかった。

そればかりか、バスネット少佐の有罪を示す証拠は現在行なわれている文民法廷の裁判に多数提出されているにもかかわらず、軍事法廷におけるうわべだけの裁判が行なわれ、彼は無罪となってしまった。※

②訴訟遅延

- 最高裁判所:38% 控訴裁判所:3.39% 郡裁判所:5.51%
⇒2年間停滞
- 特別裁判所:21.51%の事例が登録から2年経っても放置※
〈実務上の原因〉
- 捜査に対する軽視
⇒王宮警護官の名残、警護を重視⇒優秀な警察官は警護へ
- 検察と警察の関係が悪い⇒連携・協力不足
- 捜査主体、訴追主体の意識の低さ
- 勾留、起訴の仕組みが事件単位
- 有罪率の低さ
- 人員不足

不処罰・訴訟遅延(←刑事分野)



ネパール司法の信用低下



刑事分野にとどまらず、
法律全般に影響を及ぼすことが
懸念される

法律そのもの、特に民法は日本の法整備支援の甲斐もあり、草案レベルではあるが、現代社会に即したものが出来てきているといわれる。※

→それだけで国民の司法に対する信用が回復し制度が正しく運用されるだろうか

班としての問題意識

ネパール政府の怠慢は、殺人、拷問、失踪の犯人が法の裁きを逃れ、時に裁判所の命令を無視することを可能にしている。※ エレイン・ピアソン

ヒューマン・ライツ・ウォッチ アジア局長代理

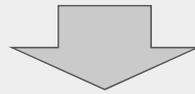


コミュニティ調停による 司法の信用回復

用語解説①: 司法アクセス

市民の正当な利益が保護され、その正当な要求が実現されることが見込まれる紛争の法的解決手段が、市民にとって必要に応じて容易に利用可能な状態に用意されていることにある。※

⇒法律が十分に機能していることが求められる。



法の支配の強化

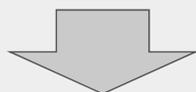
用語解説②: 法ニヒリズム

国民が国家の司法システムを信用していない状態。

ネパールでは、不処罰や訴訟遅延などの法の機能不全により、法ニヒリズムが発生している。

**⇒これがあっては
司法アクセスの実現は難しい**

法ニヒリズム→司法アクセス
ネパール国民が、自国の司法を
信用していない(法ニヒリズム)



新法を作っても機能するまで至ら
ない(司法アクセスの問題)

問題の根源

改善方法としてのコミュニティ調停

コミュニティ単位で法律を扱う←パンチャーヤト制度に基づく



国民の法ニヒリズムの解消

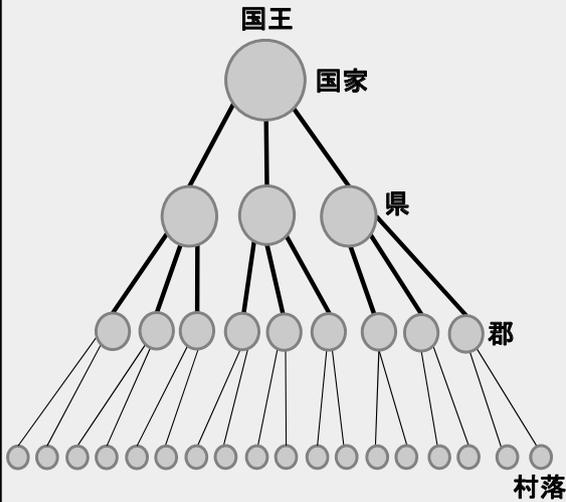


司法アクセスの改善



ネパールの法の支配の強化

パンチャヤト制度

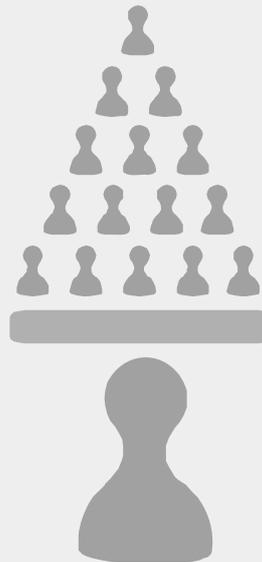


パンチャヤトという自治体の単位に基づき、下から順に村落、郡、県、国家とピラミッド状に構成され、その頂点に国王が君臨する体制のことである。※

今までのネパールでは...

村落パンチャヤトでは、村の長が一番の権限を持ち、争い事を治めるといふ伝統が存在し、調停の場でも、代々、村の長老等に値する伝統的なリーダーが仲裁役を務めていた。

パンチャヤト制度での紛争解決で足りる？



しかし... パンチャートを取り巻く問題

- ①コミュニティ間の紛争の増加
- ②パンチャート制度の機能低下

しかし...

地方行政機関の通常業務の限界※

⇒国も関わるコミュニティ調停が必要に。

コミュニティ調停



「非公式な司法」としての
ADR(裁判外紛争解決手
段)の一種

☆非公開、費用や手続き
の面での簡便さ

☆草の根レベル

☆パンチャート制度に
基づいている

調停システムの流れ



- ①申立人は所属コミュニティ内の調停センターに赴き、調停申し込みと調停人を指名。
- ②相手側当事者の招聘がなされ、相手方の調停人と委員会側の調停人が決まり、合計3人の調停人で調停は進められる。※

コミュニティ調停の利点 Win-Win 戦略

紛争が発生すると、調停員は、両当事者の言い分をよく聞き、論点を整理し、可能な選択肢を探り、当事者自身で双方とも納得できる、win-winの解決策を発見できるように支援していく。これにより、紛争は解決され、両当事者の人間関係も修復される。xiii

JICAによる支援



JICA調停強化プロジェクト (COMCAP)

2010年から、地方開発省と協力し、マホタリとシンズリでCOMCAP事業支援を実施してきた。強化プロジェクトとしての実際の活動としては、村レベルでは調停人選定、基礎研修、停停センター開設、広報ワークショップ、モニタリングとフォローアップなどがあげられる。各村落開発区で、27人(女性1/3以上)のボランティア調停員を選び、紛争解決能力訓練を行った。※

支援内容

- ・モニタリング ・ワークショップ
- ・調査とデータ分析 ・トレーナーの研修
- ・政府関係省庁・機関、他ドナー、**NGO** と共に
会議を催し、コミュニティ調停の制度化のための
方向性につき協議
- ・ソーシャルマーケティング活動(ストリートドラマ、
啓蒙キャンペーン等の広報※)



広報活動

- COMCAP カレンダー
- ラジオ番組放送
(2014年3月～9月)
- コミュニティ調停に関する野外劇上演
(2014年5月)※



野外劇—



調停の事例紹介①



婚姻時に持参金を持ってこなかったことにより、夫婦の仲が悪化した事例。

夫の飲酒後の暴力や姑のいじめにより、新婦が自殺未遂。

ムルキアインにおける 女性の特有財産処分の規定

女性は、嫁資および女性特有財産を自由に処分することができる。(第14章5条)

嫁資とは...

結婚の際に新婦側家族が新郎側家族と話し合い、持参金、もしくは、物品(貴金属類、宝石、家電製品など)の新郎側に贈ること。

コミュニティ調停の結果...

夫は調停の場に来ることを拒んでいたが、カウンセリングの結果、調停を受け入れる。話し合いの末、夫婦は互いの将来を見つめ直し、夫は飲酒をやめ、再び一緒に暮らし始めることに。

コミュニティ調停は、ヒンドゥー教の教えである男尊女卑の厳格な考えの緩和に役立っている。※

調停の事例紹介②

イスラム教の祭とヒンドゥー教の祭が同じ場所で開催されている村落。

ある年、二つの祭の開催時期が重なり、どちらの儀式を開催するか紛争まで発展。

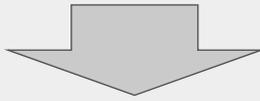


2007年ネパール暫定憲法

第1章第4条:

ネパールは、独立、不可分、主権的、世俗的、包摂的な、完全民主主義の国家である。

第3章第23条: 宗教の権利



国教の廃止

コミュニティ調停の結果...

調停は、二つの宗教文化を重んじて執り行われた。

その結果、イスラム教は日にちが決まっているが
ヒन्दウー教は他の日程でもよいことが分かり、
後者の祭が後日開催となった。

コミュニティ調停は、二つの異なる宗教の
友好関係の修復にも貢献している。※

自信がつく

調停には感謝している

→ 調停人の社会的地位の向上

調停人の声※

調停システムは
国レベルで
広げていくべき

コミュニティ内の
治安改善に
役立っている

コミュニティだけでなく、国家のことを考える
良いきっかけとなっている

コミュニティ調停の現状

依然として村民たちの意識の変化を調査する
段階には至っていない。

しかし...

争議の登録件数合計は、2013年3月の248件
から2014年9月では510件と2倍以上に増加
解決件数合計は2013年3月の261件から
2014年9月で421件と61%増加している。※

コミュニティ調停の展望

調停人教育の効率性(半数が一度も調停を行っていない)・調停人の安定的な供給という課題はあるが、時間がかかりながらも、着実に成果は上がってきている

モデルをネパール全土に発展できるように、中央政府との連携を進めていく

同時に、公権力のある司法としての地方裁判所の増加が求められる※

コミュニティ調停に期待できる効果

短期的:紛争解決の新たな選択肢

長期的:法ニヒリズム解消(草の根レベル)



双方からの、司法アクセスの改善



法の支配の強化

参考文献

- 外務省ホームページ「ネパール連邦民主共和国基礎データ」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html>) 2014年11月8日閲覧
- INTERBANDホームページ「ネパール」
(<http://www.interband.org/nepal/nepal.html>) 2014年11月8日閲覧
- 在日ネパール国大使館ホームページ「ネパールの歴史」
(<http://www.nepalembassyjapan.org/japanese/?p=219>) 2014年11月8日閲覧
- GLOBAL NOTEホームページ「1人当たりGNI(国民総所得)国別ランキング統計・推移」
(<http://www.globalnote.jp/post-1353.html>) 2014年11月8日閲覧
- ヤフーニュースホームページ「ネパール内戦、死者1万7000人＝処刑や拷問9000件－国連報告」
(<http://news.yahoo.co.jp/pickup/6059735>) 2014年11月8日閲覧
- Human Rights Watchホームページ「ネパール：内戦中のレイプ事件は処罰されぬまま」
(<http://www.hrw.org/node/129276>) 2014年11月8日閲覧
- 南方 暁 木原浩之 松尾 弘「ネパールにおける原稿民事法の現状と今後の立法動向」2012年
- Human Rights Watch ホームページ「ネパール：10年間の内戦中に起きた犯罪 裁きを拒否する司法」
(<http://www.hrw.org/ja/news/2010/12/15/10>) 2014年11月8日閲覧
- my Republica記事 Nanda Prasad Adhikari loses battle for justice
(http://www.myrepublica.com/portal/index.php?action=news_details&news_id=83695) 2014年11月13日
閲覧
- 2014年9月2日国連アジア極東犯罪防止研修所にて実施 ネパール刑事司法講演会「ネパールにおける
刑事手続の迅速化の現状と課題」参考資料
- 松尾弘「開発法学の基礎理論－良い統治のための法律学－」勁草書房2012年
- 石井 博 K.L.マハラジャン 山本真弓 伊藤ゆき 橋健一「流動するネパール－地域社会の変容－」東京
大学出版会2005年
- 独立行政法人国際協力機構ネパール事務所「ネパール連邦民主共和国 コミュニティー内における調
停能力強化プロジェクト中間レビュー調査報告書」2012年

- ネパール評論ホームページ「JICAのCOMCAP支援事業」
(<http://nepalreview.wordpress.com/2012/02/22/a-252/>) 2012年2月22日
- (株)パデコ 石丸奈加子「ネパール国コミュニティ調停能力強化プロジェクト(COMCAP)」2012年6月25
日
- 独立行政法人国際協力機構ネパール事務所「ネパール連邦民主共和国 コミュニティー内における調
停能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書」平成21年11月
- ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト(延長第1年次)プロジェクト完了報告書
- COMCAP Newsletter 第6号 2013年9月
(http://www.iica.go.jp/project/nepal/001/newsletter/ku57pq00000ibfkm-att/newsletter_06.pdf)
- COMCAP Newsletter 第3号 2012年3月
(http://www.iica.go.jp/project/nepal/001/newsletter/ku57pq00000ibfkm-att/newsletter_03.pdf)

画像引用元

- GATAG | フリー画像・写真素材集3.0(<http://free-images.gatag.net/2011/06/14/180000.html>)
世界のフリー素材写真(<http://moniquestudio.net/photos/nepal13.html>)
my Republica記事 Nanda Prasad Adhikari loses battle for justice
(http://www.myrepublica.com/portal/index.php?action=news_details&news_id=83695) 2014年11月13日
閲覧
世界のフリー素材写真(<http://moniquestudio.net/photos/nepal11.html>)
COMCAPニュースレター第6号2013年9月 4頁
(<http://www.iica.go.jp/project/nepal/001/newsletter/index.html>)
ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト(延長第1年次)プロジェクト完了報告書3頁
郡ワークショップ(2014年8月)(写真:マホタリ郡)
COMCAPニュースレター第3号2012年3月 5頁
(<http://www.iica.go.jp/project/nepal/001/newsletter/index.html>)